

多子世帯への授業料等無償化

令和7（2025）年度から実施された『多子世帯の授業料等無償化』は、高等教育の修学支援新制度の枠組みの中で実施されます。

同制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

- [神戸大学ホームページ：高等教育の修学支援新制度について](#)
- [文部科学省ホームページ：高等教育の修学支援新制度](#)
- [日本学生支援機構ホームページ：給付奨学金（返済不要）](#)

概要

日本学生支援機構（以下、「JASSO」という。）から多子世帯の認定を受けた学部生は、所得の制限なく入学金や授業料が減免されます。

（注意）

- ※ 多子世帯に該当する場合であっても、自動的に支援が受けられるわけではありません。JASSOの給付奨学金に申請し、採用される必要があります。
- ※ 多子世帯に該当する場合であっても、高等教育の修学支援新制度の申請資格及び各基準（学力、資産（3億円未満）、在留資格など）を満たさない場合は、支援対象にはなりません。
- ※ 採用後も毎年家計状況や学業成績の判定が行われ、基準を満たさない場合は、支援が継続されない場合があります。
- ※ 入学金の減免は、入学直後の申請時期に支援対象と認定された場合に限り対象となります。例えば、4月入学者の場合、入学した年の4月分から授業料減免を受ける者に限り入学金減免の対象となります。

多子世帯とは

税法上、生計維持者の扶養している子ども（住民税の扶養親族等である子ども）が3人以上いる世帯が対象です。

（詳細は、JASSOホームページ「[1.「多子世帯に属している」の条件](#)」を参照してください。）

JASSOが、申請者及び生計維持者のマイナンバー情報に基づいて、多子世帯の要件に該当するを審査し、対象者を認定します。

※ 文部科学省の「[令和7年度からの奨学金制度の改正（多子世帯の大学等の授業料等無償化）に係るFAQ](#)」もご確認ください。

※ 大学では多子世帯の要件を満たすかの判定はできません。

【多子世帯の要件(支援対象者)について】

問3-1 「多子世帯」とは、どういう意味ですか。

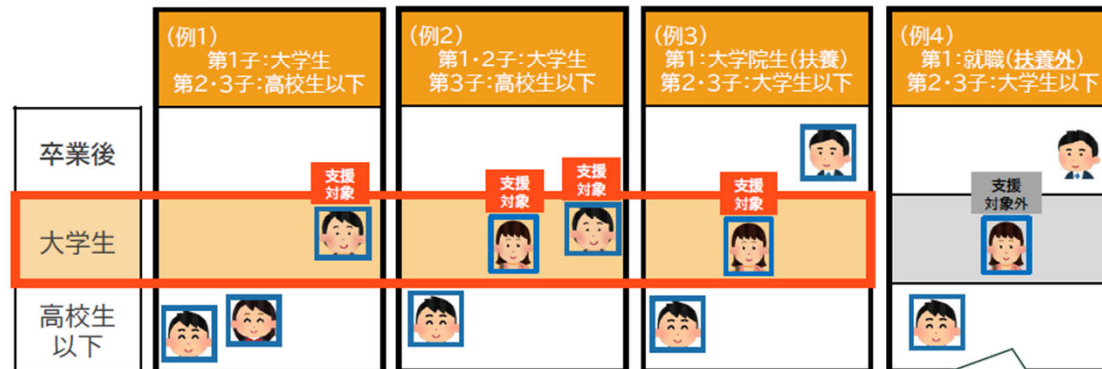
⇒ 「高等教育の修学支援新制度」における「多子世帯」とは、扶養する子供が3人以上の世帯です。(本制度における「扶養」とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に扶養する人数としてカウントされている方です。)

問3-2 「多子世帯」であれば、子供全員が対象となりますか。

⇒ 子供を3人以上同時に扶養している間に、大学等に在学している子供は全員対象となります。例えば、子供を3人同時に扶養している間に、2人同時に大学等に在学している場合は、2人とも対象となります。

なお、第1子が卒業等により扶養から外れ、扶養する子供の数が2人となった場合は、本制度における「多子世帯」ではなくなるため、多子世帯としての支援は終了します。

支援対象 = **扶養する子供が3人以上** かつ **大学等に通っている場合**



※  は扶養する子供
※ 扶養する子供の数は、P12【別添資料3】を参照

第1子が扶養から外れた場合、
第2・第3子は支援対象外に
※本制度への申込み時点によっては引き続き第2子以降も
支援を受けられる可能性があります。(尚8-1参照)
※多子世帯に該当しなくなった場合でも現行制度における世帯
年収に応じた支援は受けられる可能性があります。

【別添資料3】 扶養する子供の数の確認方法

- 学生と生計維持者の「マイナンバー」を通じて、世帯で扶養している子供の数の情報を確認します。（扶養する子供とは、家族や親族から経済的な支援を受けることであり、自治体へ納税する際に人数としてカウントされている方です。）
- 子供の数の情報は毎年12月31日時点の「税法上の扶養」が基準となることから、高等教育の修学支援新制度を申し込む時期によって、情報の確認時期が異なることがあります。



高校3年生在籍時に「予約申込」を行う場合

※大学等へ進学前に、高校を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）



大学等入学後に、春の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前々年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前々年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）

大学等入学後に、秋の「在学申込」を行う場合

※大学等へ入学後、大学等を通じて「高等教育の修学支援新制度」の申込を行います。

申込前年の12月31日時点の情報を確認します。

（申込前年での状況が「多子世帯」に該当するのか、よく御確認ください。）

※「高等教育の修学支援新制度」に採用後、毎年10月に、前年の12月31日時点の情報を確認し、「多子世帯」に該当するかどうかを確認します。

【令和8年10月以降適用】

多子世帯の大学等無償化の要件とアルバイト収入の完成

これまではアルバイト等の年収が103万円以下の子供が、扶養している子供とされていましたが、「103万円の壁」を見直す令和7年度税制改正を踏まえ、令和8年10月以降の多子世帯の判定においては、大学生年代（19歳以上23歳未満）の子どもについては、年収160万円以下であれば、扶養している子供となります。

問3-9 いわゆる「103万円の壁」の見直しを踏まえ、扶養する子供のカウントに変更はありますか。

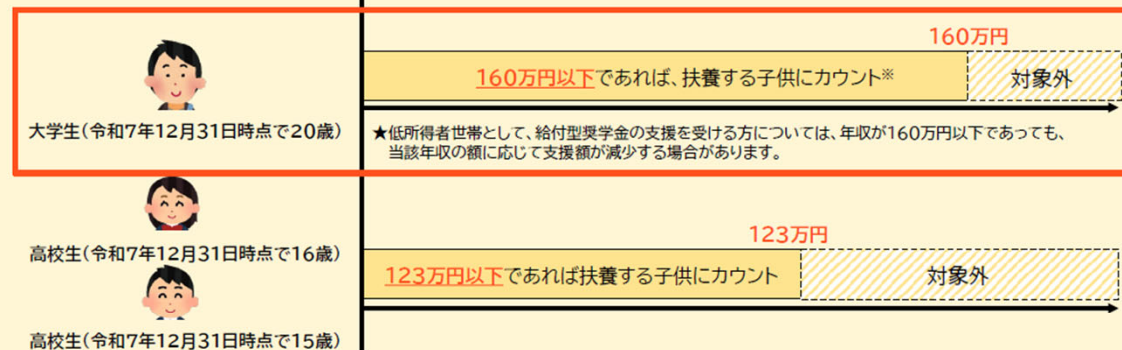
⇒ 現在、アルバイト等の年収が103万円以下の方を多子世帯支援の子供としてカウントしていますが、いわゆる「103万円の壁」の見直しを踏まえ、令和8年10月分の判定から、大学生年代(19歳以上23歳未満)の方については、年収160万円以下であれば、カウントすることとしました。

なお、給与収入ではなく、フードデリバリー配達員など個人事業主の場合は、事業所得95万円以下となります。

令和7年12月31日時点の年齢	扶養する子供にカウントされる年収
23歳以上	123万円以下
19歳以上23歳未満	160万円以下
19歳未満	123万円以下

具体例

アルバイト収入の額
0円



※上記は、令和8年10月分の判定から適用されますが、当該月分の判定は令和7年1月～12月分の収入状況等により行われます。

申請方法

神戸大学ホームページ：日本学生支援機構／奨学金の募集（申請）をご参照ください。

（注意）

多子世帯の該当者にも関わらず、給付奨学金申請の入力情報の誤りや住民税情報の誤りのためJASSOの審査により多子世帯として認定されなかった場合は、入学金・授業料減免も不許可となります。

住民税の更生等により再判定を受ける場合でも、再判定結果が入学金・授業料減免の結果発表に間に合わないことがありますので、申請にあたっては十分にご注意ください。

（参考）

JASSOホームページ

よくあるご質問：多子世帯なのに、給付奨学金が家計基準で不採用になりました。どうしてですか。